

規制シート(様式)

190198900610001

2016/12/1

規制の名称	基本計画作成に係る大臣協議・同意	所管府省	国土交通省
根拠法令等	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第61号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局都市鉄道政策課長 岡野まさ子
規制目的	大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を図り、大都市地域における住民の生活の向上と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	都道府県が、宅地開発及び鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣及び総務大臣に協議し、同意を得なければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	基本計画作成により、宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進するために必要な特別措置が講じられることとなることから、計画されている鉄道整備が大量の住宅地の供給を促進するものであるか否か、鉄道整備に当たり地方公共団体が行う援助等が財政の健全性等の観点から適切なものであるか否か等について確認する必要があるから。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		